別表十一（一の二）の表を次のように改める。

別表十一（一のニ）　一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

当期繰入額		1	円	貸倒実績率の計算	前3年内事業年度（設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度）末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	9	円
繰入限度額の計算	期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額（24の計）	2			(9) / 前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数	10	
	貸倒実績率（17）	3			前3年内事業年度（設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度）の貸倒れによる損失の額等の合計額 令第96条第6項第2号イの貸倒れによる損失の額の合計額	11	
	実質的に債権とみられないものの額を控除した期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額（26の計）	4	円		損金の額に算入された令第96条第6項第2号ロの金額の合計額	12	
	法定の繰入率	5	1,000		損金の額に算入された令第96条第6項第2号ハの金額の合計額	13	
	繰入限度額（(2)×(3)）又は（(4)×(5)）	6	円		益金の額に算入された令第96条第6項第2号ニの金額の合計額	14	
	公益法人等・協同組合等の繰入限度額 (6)×112又は110/100	7			貸倒れによる損失の額等の合計額 (11)＋(12)＋(13)－(14)	15	
繰入限度超過額 (1)－((6)又は(7))		8			(15)×12/前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計	16	
					貸倒実績率 (16)/(10)（小数点以下4位未満切上げ）	17	

一括評価金銭債権の明細

勘定科目	期末残高	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額	(18)のうち貸倒れと税務上あつかいもの	対価の額が別評価債権等とみなされる額及び非適格合併等により法人等に移転する売掛債権等の額	法第52条第1項第3号に該当する法人の第96条第1項各号の金銭債権の額	連結完全支配関係がある連結法人に対する売掛債権等の額	期末一括評価金銭債権の額 (18)＋(19)－(20)－(21)－(22)－(23)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額 (24)－(25)
	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計									

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	27	円	債権からの控除割合 (28)/(27)（小数点以下3位未満切捨て）	29	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	28		実質的に債権とみられないものの額 (24の計)×(29)	30	円

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）

中「沖縄の認定法人の連結所得の特別控除」を「連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例」に、「第5号」を「第4号」に改め、同第四号を削り、同第五号を同第四号とし、同第六号を同第五号とする。

別表十一（一の二）の表を次のように改める。